

# 平成 21 年度 一戸町人事行政の運営等の状況の公表

## I 任免及び人数の状況

### 1 採用及び退職の状況

項 目		一般職員等
採用者数	H20.4.1採用	2人
	H21.4.1採用	2人
退職者数 (H20.4.1～21.3.31)		12人

### 2 職員数の状況

#### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成 21 年	平成 20 年		
一般行政部門	議 会	3	2	1	人員配置計画による増
	総務企画	31	34	△3	欠員不補充による減
	税 務	9	10	△1	人員配置計画による減
	民 生	27	30	△3	欠員不補充による減
	衛 生	9	9	0	
	労 働	0	0	0	
	農林水産	11	12	△1	欠員不補充による減
	商 工	5	5	0	
	土 木	8	8	0	
特別行政部門	教 育	21	22	△1	欠員不補充による減
普通会計計		124	132	△8	
公営企業等 会計部門	下 水 道	4	6	△2	人員配置計画による減
	水 道	5	5	0	
	そ の 他	5	5	0	
合 計		138	148	△10	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。  
2 一部組合派遣職員を含みません。

#### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成 21 年 4 月 1 日現在)

(単位：人)

区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
H21	0	6	3	13	14	24	10	13	13	19	26	0	141
H16	0	2	12	21	22	9	14	9	29	39	32	0	189

- (注) 一部組合派遣職員を含みます。

#### (3) 定員管理の数値目標及び進捗状況 (一部組合派遣職員を含む。)

##### ① 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成 17 年 4 月 1 日職員数	平成 22 年 4 月 1 日職員数	純減数	純減数率
180人	145人	△35人	△19.4%

(参考) 一戸町における定員管理の数値目標 (数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	平成 22 年 4 月 1 日現在職員数 145 人
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	

② 定員適正化計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（単位：人）

区 分		平成 17 年 (計画始期)	平成 18 年 (1 年目)	平成 19 年 (2 年目)	平成 20 年 (3 年目)	平成 21 年 (4 年目)	平成 17 ～21 年計	(参考)平成 17 年～ 21 年度数値目標
一般 行政	職員数	180	170	162	151	141		145
	増 減		△10	△ 8	△11	△10	△39 (111.4%)	△35

(注) 1 計画期間は、17 年～22 年の 5 年間で。

2 ( %) 内の数値は、数値目標に対する進捗率です。

3 増減は、各年の欄にあつては対前年比の職員増減数を、計の欄にあつては計画 1 年目以降現年までの職員増減数の累計を示しています。

## II 給与の状況

### 1 人件費の状況

#### (1) 人件費の状況

区 分	住民基本台 帳人口 (平成 20 年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H19 年度の 人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成 20 年度	14,931	7,586,337	265,377	1,260,151	16.6	18.2

#### (2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職員数 A					一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成 21 年度	138	535,216	78,763	214,389	828,368	6,003

(注) 1 職員手当には退職手当負担金を含みません。

2 給与費は当初予算に計上された額です。

#### (3) 特記事項

平成 18 年度、19 年度、20 年度、21 年度は下記の諸手当の抑制措置を行っています

- ・管理職手当（給料月額×10/100 以下）
- ・役職加算（給料月額×10/100 以下）

#### (4) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）

	一戸町	類似団体平均	全国町村平均
平成 20 年度	95.7	94.7	94.2
平成 15 年度	94.6	96.6	95.7

(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示すもので、国の職員構成と同じと仮定した場合の指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料及び平均給与月額の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分	一戸町		国	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	332,100 円	43.5 歳	325,521 円	41.5 歳
技能労務職	338,100 円	56.6 歳	285,548 円	49.2 歳

#### (2) 職員の初任給の状況（平成 21 年 4 月 1 日現在）

区 分	一戸町		国	
	大学卒	高校卒	大学卒	高校卒
一般行政職	161,600 円	140,100 円	161,600 円	140,100 円

(3) 職員の経験年齢別・学歴別平均給料月額状況（平成21年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	263,800円	303,000円	360,500円
高校卒	221,925円	262,000円	307,400円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成21年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)
1級	主事補、技師補、主事、技師	7	7.8
2級	主事、技師	10	11.1
3級	係長、主査、主任	27	30.0
4級	課長補佐、副主幹	35	38.9
5級	部長、課長、主幹	7	7.8
6級	部長、課長、参事	4	4.4
合計		90	100.0

(2) 昇給期間の短縮状況

区分	平成20年度			平成19年度		
	職員数A (人)	昇給短縮職 員数B(人)	比率 B/A(%)	職員数A (人)	昇給短縮職 員数B(人)	比率 B/A(%)
一般行政職	92	-	-	99	-	-

4 職員手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当（一般会計決算）

一戸町			国		
1人当たり平均支給額（平成20年度）	1,606千円		—		
（平成20年度支給割合）			（平成20年度支給割合）		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0月分	1.5月分		3.0月分	1.5月分	
(1.6月分)	(0.75月分)		(1.6月分)	(0.75月分)	
（加算措置の状況）			（加算措置の状況）		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算 5～15%			役職加算 5～20%		
			管理職加算 10～25%		

（注）平成17年度、平成18年度、平成19年度、平成20年度の役職加算は3.5%～10%に抑制

（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成21年4月1日現在）

一戸町			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分	勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分	勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分	勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
勸奨退職時特別昇給 4号給					
1人当たり平均支給額（平成20年度）	— 24,573千円				

## (3) 特殊勤務手当（平成 21 年 4 月 1 日現在）

支給実績（平成 20 年度決算）	2,503 千円		
支給職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度決算）	75,859 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成 20 年度）	23.4%		
手当の種類（手当数）	9		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収手当	税務町民課に勤務する職員	町税等の徴収事務	1 日 350 円
防疫作業手当	防疫作業に従事する職員	伝染病予防法第 5 条及び第 7 条の規定に基づいた伝染病の防疫作業	1 日 700 円
変死人取扱作業手当	変死人取扱作業に従事する職員	行旅病人及び行旅死亡人取扱法第 1 条の規定による行旅死亡人の変死人処理作業	1 体 5,000 円
特殊自動車等乗車手当	特殊自動車等運転手	除雪作業	1 日 300 円
火葬作業手当	火葬作業に従事する職員	火葬作業に直接従事	1 体 3,000 円
保育業務手当	保育士	保育業務又は幼稚園教諭業務	1 月当たり給料月額 <sup>1</sup> の 100 分の 2
塵芥処理作業手当	塵芥収集作業に従事する職員	塵芥収集作業	1 月 3,000 円
用地交渉手当	地域整備課に勤務する職員	公共事業にかかる用地取得等のための交渉の業務	1 日 350 円
索道業務手当	索道業務に従事する職員	一戸町索道係員職制規則第 2 章、第 3 章に規定する業務	1 日 300 円

## (4) 時間外勤務手当

支給実績（平成 20 年度）	29,005 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 20 年度決算）	232 千円
支給実績（平成 19 年度）	38,163 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（平成 19 年度決算）	265 千円

## (5) 主な手当の状況（一般会計決算）

（平成 21 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同と主な国との相違	支給実績（平成 20 年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額
扶養手当	扶養親族のある職員に支給（月額：配偶者 13,000 円、その他の者 1 人当たり 5000 円～11,000 円）	同じ	16,807 千円	212,741 円
住居手当	借家・借間に居住し、月額 12,000 円を超える家賃を払っている職員（月額：27,000 円以内）及び自ら所有する住宅等に居住し、世帯主であって、新築・購入から 5 年以内の職員に支給（月額：3,000 円）	異なる 新築・購入の場合（月額：2,500 円）	5,520 千円	178,071 円
通勤手当	通勤のため交通機関を利用し、又は交通用具等を利用している職員（片道 2 キロメートル未満を除く）に支給（月額：交通機関の利用者 50,000 円以内、交通用具使用者 19,900 円以内）	異なる （月額：交通機関の利用者 55,000 円以内、交通用具使用者 24,500 円以内）	8,148 千円	94,743 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給（月額：給料月額×14/100 以下）	異なる （月額：給料月額×25/100 以下）	5,497 千円	366,461 円
寒冷地手当	基準日（11 月～翌年 3 月）に在籍する職員に支給（月額：世帯状況により 7,360 円～18,040 円）	異なる 勤務地による（月額：7,360 円～26,380 円）	9,071 千円	66,208 円

6 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	町長	624,000円	(780,000円) ※抑制措置(△20%)
	副町長	558,000円	(620,000円) ※抑制措置(△10%)
報酬	議長	310,000円	
	副議長	245,000円	
	議員	227,000円	
期末手当	町長	(平成20年度支給割合)	
	副町長	3.35月分	
退職手当	議長	(平成20年度支給割合)	
	副議長 議員	3.35月分	
退職手当	町長	(算定方式)	(支給時期)
	副町長	給料月額(780,000円)×在職月数×0.425 給料月額(620,000円)×在職月数×0.245	任期毎 任期毎

(注) ( )内の金額は抑制措置を行う前の金額です。

### III 勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間の状況（平成21年4月1日現在） ※ 一部施設勤務職員を除く。

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り	
	勤務時間	休憩時間
40時間	午前8時30分から午後5時30分まで	午後0時から午後1時まで（1時間）

2 年次休暇の取得状況（平成20年1月1日～平成20年12月31日）

総付与日数	総取得日数	全対象職員数	1人当たり平均取得日数
5,795日	1,448.53日	148人	9.79日

3 病気休暇及び介護休暇の状況（平成20年度）

区分		延べ人数(人)
病気休暇	公務上(通勤含む。)の負傷、疾病	0
	結核性疾患	0
	上記以外の負傷、疾病	18
介護休暇		0

4 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の状況

(単位：人)

区分	男性	女性	合計
平成20年度中に新たに育児休業を取得した職員	0	2	2
平成19年度から引き続き育児休業を取得している職員	0	1	1
平成20年度中に新たに部分休業を取得した職員	0	0	0
平成19年度から引き続き部分休業を取得している職員	0	0	0
平成20年度中に新たに育児短時間勤務をした職員	0	0	0

5 特別休暇の導入状況（平成21年4月1日現在）

種類	日数
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間
予防接種又は健康診断を受ける場合（法令又は任命権者の定めるところによる場合に限る。）	必要と認められる期間
骨髄移植のための骨髄液の提供に伴う検査、入院等をする場合	必要と認められる期間
社会に貢献する活動（ボランティア活動）を行う場合	一の年において5日の範囲内の期間

結婚する場合	町長が定める期間内における連続する7日の範囲内の期間
妊娠に起因する障害のため勤務することが著しく困難であると認められる場合	10日の範囲内で必要と認められる期間
妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が、母子保健法の保健指導又健康診査を受ける場合	町長の定めるところにより必要と認められる期間
妊娠中の女性職員の業務が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	適宜休息し、又は補食するために必要な時間の範囲内の期間
通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康維持に影響があると認められる場合	勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内の期間
8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である女性職員が請求した場合	出産の日までの請求した期間
出産した場合	出産の日の翌日から8週間を経過する日までの期間
生後1年6月に達しない子の保育時間	1日2回それぞれ1時間
女性職員が、生理日の就業が著しく困難であるとして請求した場合	2日の範囲内の期間
職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	町長が定める期間内における2日（再任用短時間勤務職員にあっては、16時間）の範囲内の期間
妻が出産により子の養育する場合	当該期間内における5日の範囲内の期間
小学校就学前の子を看護する場合	1の年において5日の範囲内の期間
忌引きの場合	親族の区分により最長10日間
配偶者、父母又は子の追悼のための特別な行事を行う場合	1日の範囲内の期間
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の7月から9月までの期間内における原則として連続する3日の範囲内の期間
心身の活力の維持及び増進又は自己研鑽を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合	勤続期間15年 3日 勤続期間25年 5日
災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等をする場合	7日の範囲内の期間
災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難である場合	必要と認められる期間
災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間

#### IV 分限及び懲戒処分状況

1 分限処分の状況（平成 20 年度） （単位：人）

処分事由	処分の種類				合計
	降任	免職	休職		
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合	0	0			0
その職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃止又は過員を生じた場合	0	0			0
心身の故障のため、長期の休養を要する場合			0		0
刑事事件に関し起訴された場合			0		0

2 懲戒処分の状況（平成 20 年度） （単位：人）

処分事由	処分の種類					合計
	戒告	減給	停職	免職		
地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）等に違反した場合	0	0	0	0	0	0
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合	0	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	0	0	0	0	0	0

#### V 服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないこととされています。この趣旨を具体的に実現するため、地方公務員法によって次のような服務上の強い制約が課されています。

- 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
- 信用失墜行為の禁止
- 秘密を守る義務
- 職務に専念する義務
- 政治的行為の制限
- 争議行為等の禁止
- 営利企業等の従事制限

また、これらの服務規律を保持するため、懲戒制度が設けられており、その懲戒処分の状況は、IVの2のとおりです。

#### VI 研修及び勤務成績の評定の状況

1 研修の状況（平成 20 年度）

研修名	受講人数(人)	主催	研修名	受講人数(人)	主催
職員研修初級課程	3	二戸地区広域行政事務組合	財務事務研修	0	岩手県町村会
職員研修中級課程	1		税務事務研修	1	
職員研修上級課程	4		公営企業事務研修	0	
係長研修新任課程	5		契約事務研修	2	
係長研修現任課程	5		財産管理事務研修	0	
職員研修新任課程（後期）	2	岩手県町村会	政策形成講座	0	
中堅職員研修	1		政策法務講座	1	
課長補佐研修新任課程	6		人事評価研修	2	
課長研修新任課程	1		広報担当者研修	1	
人事事務研修	1		メンタルヘルス講座	1	
法規事務研修	2				

2 勤務成績の評定の状況

各所属長が評定を行い、その結果を昇給等に反映しています。

## Ⅶ 福祉及び利益の保護の状況

### 1 健康診断の実施状況（平成 20 年度）

名 称	対象職員数	受診者数	受診率
生活習慣病予防健診	150 人	150 人	100.0%
胃検診	125 人	107 人	85.6%
子宮がん検診	45 人	24 人	53.3%
乳がん検診	42 人	22 人	52.4%

※ 生活習慣病予防健診受診者には、人間ドック等受診者含む。

### 2 福利厚生状況（平成 20 年度）

団体名	事業内容	職員の掛金	公費負担	計	公費負担割合
一戸町職員互助会	給付事業、貸付事業、保健事業、交流事業等	1,226,378 円	1,226,378 円	2,452,756 円	50.0%
岩手県市町村職員互助会	ライフプラン支援事業、厚生事業、元気回復事業、給付事業、検診・健康支援事業、貸付事業、退職事業、保健保養施設事業	2,588,709 円	2,889,722 円	5,478,431 円	52.7%

※ 平成 21 年度は、保健事業のみを対象とした事業補助方式に変更し、給付事業は廃止しました。

### 3 公務災害及び通勤災害の認定状況（平成 20 年度）

前年度末 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ 件 数	年度末未 処理件数
		公務上	公務外		
0	1	1	0	0	1

### 4 「勤務条件に関する措置の要求」及び「不利益処分に対する不服申し立て」の状況（平成 20 年度）

該当する事案は、ありませんでした。